

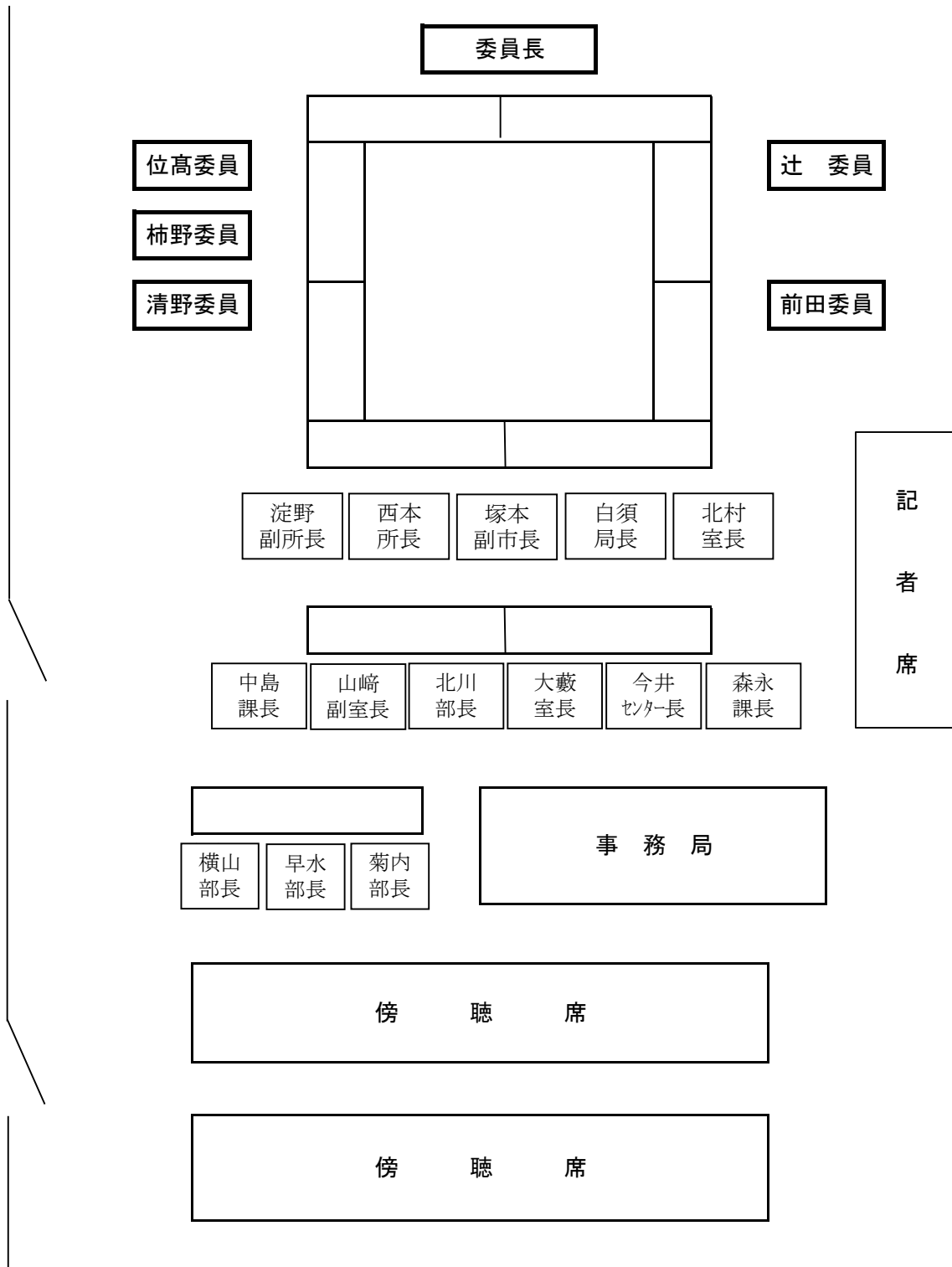
地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会委員

名簿

(五十音順・敬称略)

いたか 位高	こうし 光司	日新電機株式会社顧問 元京都経営者協会会長 地方独立行政法人京都市立病院機構理事（非常勤） 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会委員
かきの 柿野	きんご 欽吾	京都産業大学理事長 京都市産業技術研究所アドバイザー会議委員長
きよの 清野	まりこ 万里子	公認会計士 公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会委員
つじ 辻	おさむ 理	サムコ株式会社代表取締役社長 京都経済同友会理事 公益財団法人京都高度技術研究所理事
まえだ 前田	たくみ 拓巳	島津エンジニアリング株式会社取締役 京都ものづくり協力会委員 京都市産業技術研究所アドバイザー会議委員

第 1 回 地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会 座席表



京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法に定めるもののほか、地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、産業技術又は事業の経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例施行規則
(庶務)

第1条 地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の庶務は、産業観光局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款

目次

第1章 総則（第1条～第7条）

第2章 組織

第1節 役員（第8条～第11条）

第2節 理事会（第12条～第15条）

第3章 業務の範囲及び執行（第16条・第17条）

第4章 資本金等（第18条・第19条）

第5章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する使命を持つ公的な産業支援機関として、産業技術の向上に資する事業を積極的に推進することにより、中小企業等の振興を図り、もって京都をはじめとした地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、京都市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を京都市下京区中堂寺栗田町9-1番地に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）に規定する特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公共的な施設の設置）

第6条 法人は、法第8条第1項第8号に規定する公共的な施設として、次の施設を設置する。

名 称 京都市産業技術研究所

所在地 京都市下京区中堂寺栗田町9 1 番地

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。ただし、天災その他のやむを得ない事情によりインターネットを利用して閲覧に供することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその方法に代えることができる。

第2章 組織

第1節 役員

(役員)

第8条 法人に、次の役員を置く。ただし、副理事長については、これを置かないことができる。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 3人以内
- (4) 監事 2人以内

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は京都市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

(役員 の 任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

3 監事は、市長が任命する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第12条 法人に、法人に関する重要事項を審議する機関として、理事会を置く。

2 理事会は、役員（監事を除く。）をもって組織する。

(招集)

第13条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会の構成員（理事長を除く。）の3分の1以上の者又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事長は、必要があると認めるときは、理事会に監事の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 理事会の構成員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、理事会の同意があったときは、会議に出席し発言することができる。

(議決事項)

第15条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 法第27条第1項に規定する年度計画の策定に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 業務の範囲及び執行

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 京都市産業技術研究所を設置し、これを管理すること。
- (2) 技術相談、試験・分析、人材育成、研究開発等を行い、及びその成果を普及し、又は技術を移転すること。
- (3) 新産業の創出に関する技術支援その他の支援を行うこと。
- (4) 試験・分析、研究開発、調査等のための設備及び施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第18条 法人の資本金の額は、京都市が出資する次に掲げる建物について、法人の設立の日における時価を基準として京都市が評価した価額とする。

名 称 京都市産業技術研究所

所 在 地 京都市下京区中堂寺栗田町90番地及び91番地

延べ床面積 10,939.78平方メートル

(残余財産の帰属)

第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、京都市に帰属させる。

第5章 雑則

第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

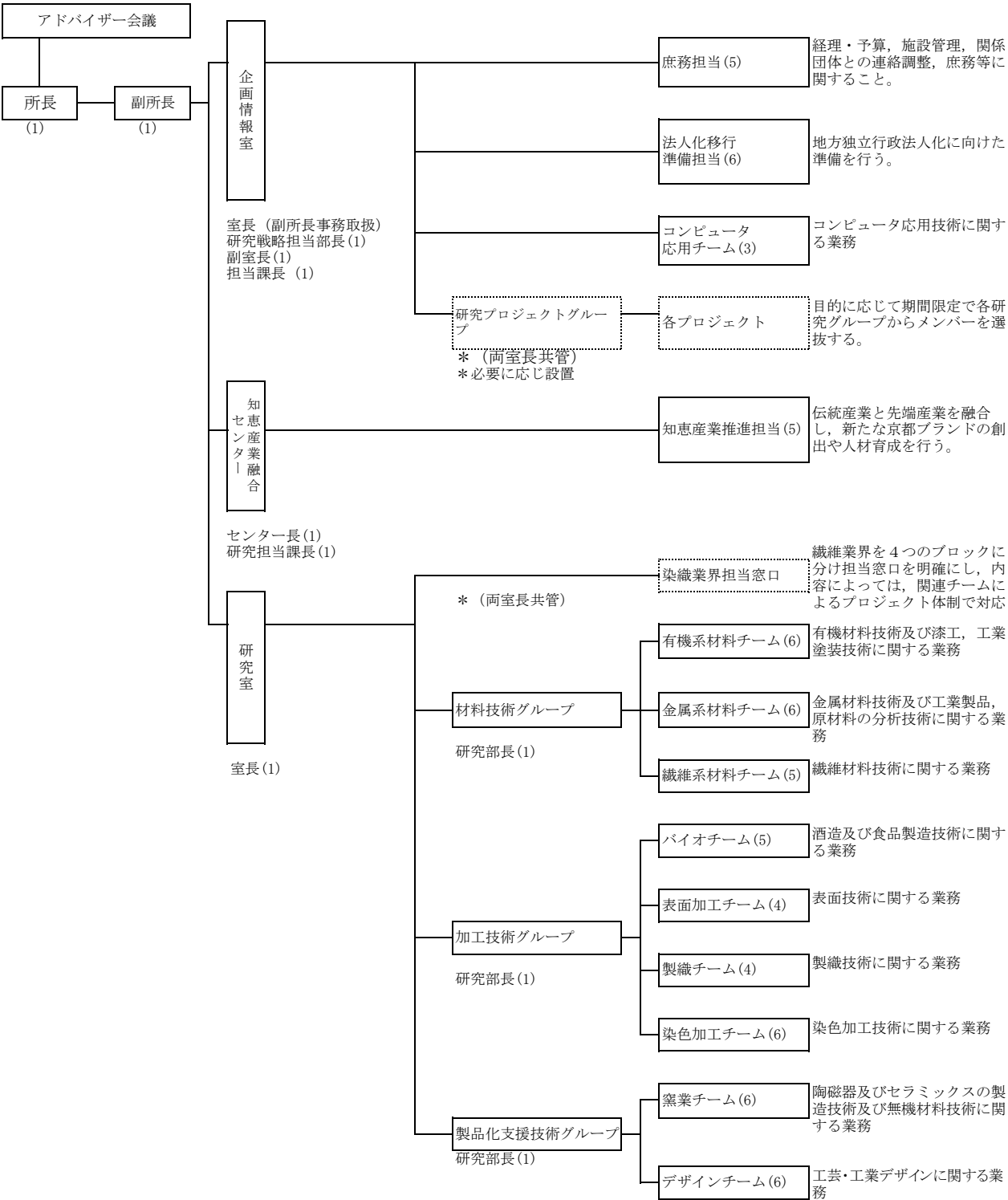
附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

京都市産業技術研究所組織図

参考資料 5

注 () 内数字＝人員 平成25年5月1日現在



● 研究会

研究会とは、当研究所関連の企業及び業界団体で構成され、会員相互の技術交流や研究を通して技術の向上を目指している以下の団体のことです。

当研究所は、これらの研究会の事務局として、研究会個々の技術課題の解決や会員相互の交流を図るとともに、中小企業の技術支援を行い、関連業界の振興に資しております。

● 「京都ものづくり協力会」の設立について

平成25年4月19日、伝統産業から先端産業までの幅広い地元企業で構成・活動する団体で、京都市産業技術研究所が事務局を務める「京都ものづくり協力会」を設立されました。

京都市産業技術研究所では、「京都市染織試験場運営協力会（※）」と「京都ものづくり協会（※）」の2団体の支援協力の下に、各種業界で設立された12研究会に対する技術支援を行ってきました。

今般、京都市産業技術研究所と業界との連携を一層密にし、会員相互及び若手技術者の技術交流等を行い、会員の事業発展を図るとともに、伝統産業をはじめとする京都産業の振興発展を図ることを目的にこの2団体が組織統合されることとなりました。

※ 統合前組織について

・京都市染織試験場運営協力会

昭和38年8月設立。旧染織試験場研究棟完成時に多額の御寄付をいただいた関係業界の方々を元に、染織技術及び繊維産業の振興発展を目的として発足。

・京都ものづくり協会

昭和43年4月設立。旧工業試験場の支援団体として、京都産業の振興発展を図ることを目的に「京都工試協会」として発足。

○京都ものづくり協力会

会 長 渡邊隆夫 渡文(株)代表取締役社長
副会長 宮本研二 宮本樹脂工業(株)代表取締役社長
池田佳隆 池田染工(株)代表取締役社長
大塚正洋 東洋竹工(株)代表取締役社長

会員数 一般会員 1 1 4 社

団体会員 1 2 研究会

- ・京都染色研究会（昭和 2 2 年 3 月設立）
- ・京都工芸研究会（昭和 2 3 年 1 0 月設立）
- ・京都酒造工業研究会（昭和 2 5 年 6 月設立）
- ・京都合成樹脂研究会（昭和 2 6 年 6 月設立）
- ・京都陶磁器研究会（昭和 2 7 年 8 月設立）
- ・西陣織物研究会（昭和 2 9 年 1 月設立）
- ・京都金属工芸研究会（昭和 3 4 年 9 月設立）
- ・京都竹工芸研究会（昭和 3 4 年 1 1 月設立）
- ・鍍秀会（昭和 4 1 年 1 0 月設立）
- ・京都セラミックフォーラム（昭和 5 1 年 1 0 月設立）
- ・京都先端技術研究会（昭和 6 0 年 4 月設立）
- ・京染・精練染色研究会（平成 1 7 年 6 月設立）*

*「京染研究会」（昭和 2 5 年設立）と「精練染色研究会」（昭和 2 7 年設立）が統合して、新たに発足しました。

○今後推進する主な取組

（１） 研究会活動の活性化

傘下に集う１２研究会間の横断的交流，若手技術者の技術交流に取り組む。異業種交流により活性化を図り，異業種間での情報提供を行う。

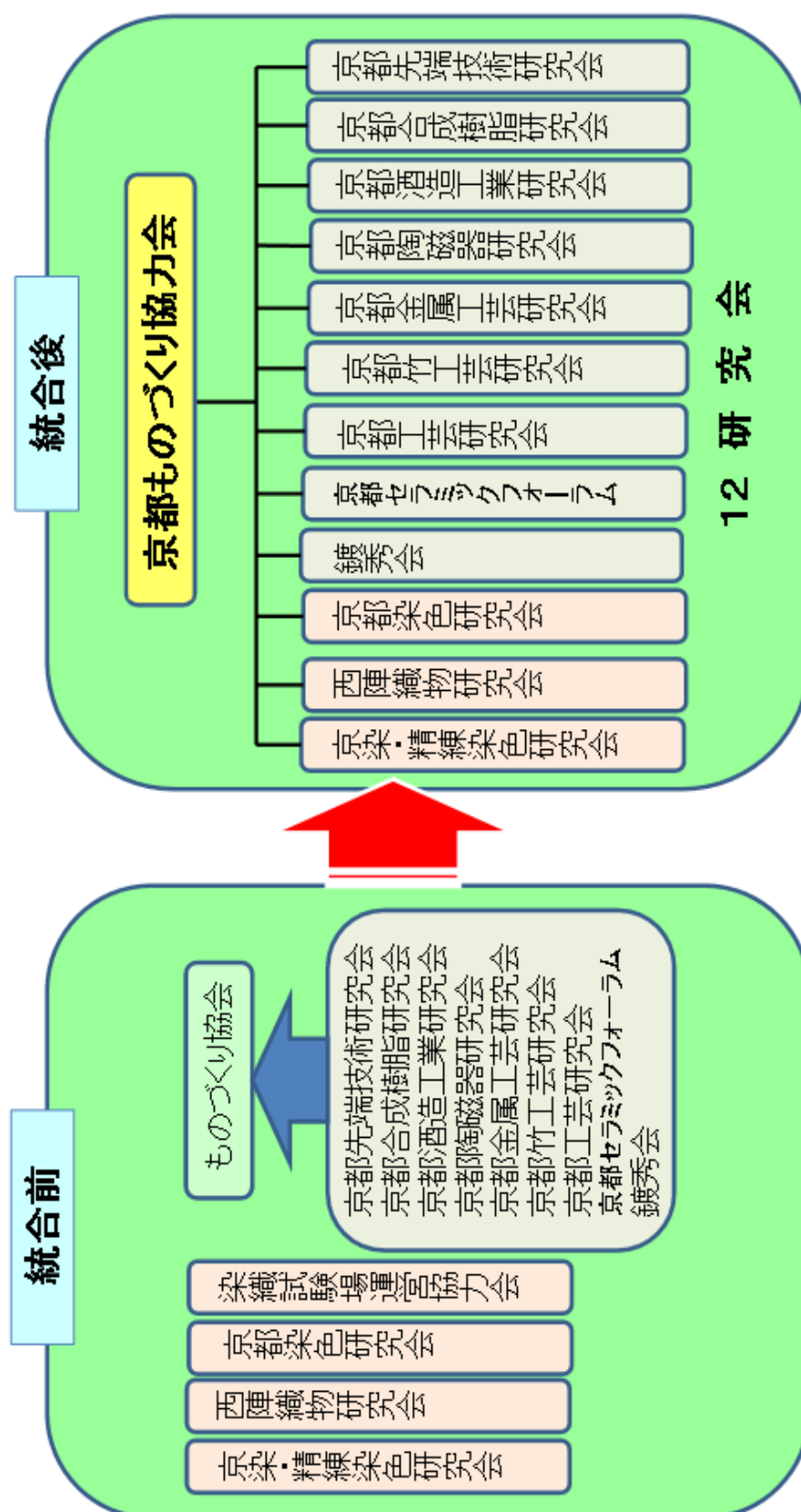
（２） 研究会試作事業

研究会（１２団体）やその会員企業（８７０社）と連携して，産業技術研究所で開発した材料や技術と異業種企業が持つノウハウを横断的に結集することにより，新製品の試作に挑戦し，新商品開発につなげる。

（３） 研究会合同事業

各会員企業からの企業間で技術融合等を進めたいとの要望を踏まえ，積極的な合同事業を展開することで，企業間の融合を進めていく。

「染織試験場運営協力会」と「京都ものづくり協会」の組織構成



研究会名	概 要
京都染色研究会	繊維，染色機械，染料薬剤の各メーカーと染色加工業者を会員とし，情報交流や技術移転等の産学公連携機能を活発に果たしています。 (主な事業内容) ・研究例会の開催（年10～11回） ・機関誌「染色研究」の発行（年4回） ・見学会（年間1回） <u>ホームページ</u>:http://www.geocities.jp/kyo_senken/
京都工芸研究会	京都に在住するさまざまな工芸分野から会員が集まり，技術交流や研究を通して，新製品の開発や工芸に関する情報の発信などを行っています。 (主な事業内容) ・展示会活動 ・製品開発研究事業 ・会誌発行事業 ・インターネット事業 <u>ホームページ</u>:http://kougeiichiba.com/
京都酒造工業研究会	酒造工業の振興を期するため，会員の協力による技術の研究によって会員相互の事業発展を図ることを目的としています。 (主な事業内容) ・技術講演会 ・会誌発行（年1回） ・酒造用水分析，試薬分譲
京都合成樹脂研究会	合成樹脂及び有機材料の改良発達のために必要な研究を行い，会員相互の技術の交流を図ることを目的としています。 (主な事業内容) ・講演，講習会 ・見学会 ・合研プロジェクト「なんぞこさえる会」活動

研究会名	概 要
京都陶磁器研究会	京都における陶磁器産業の発展を期し、会員相互の協力により技術の研究を行い、会員の事業の発展を図ることを目的としています。 (主な事業内容) ・講演，講習会 ・会誌「陶研会報」発行（年1回） ・産地見学会 ・産技研釉薬支援事業
西陣織物研究会	西陣織物技術の改良発展を図るために必要な事業を行い、併せて会員相互の情報交流を図ることを目的としています。 (主な事業内容) ・研究例会の開催（年6～7回） ・講習会（年1～2回） ・機関誌「おりもの」の発行（年3回） ・見学会（年2回）
京都金属工芸研究会	京都金属工芸研究会は金属工芸の振興を図り、あわせて会員相互の技術の交流，向上を図ることを目的として設立され，展示会等で実績を重ね現在に至っています。 (主な事業内容) ・展示会「京都金工展」の開催 ・研究例会 ・研修見学会，講演講習会（各々年1～2回）
京都竹工芸研究会	京都竹工芸研究会は竹工芸の振興を図り、あわせて会員相互の技術の交流，向上を図ることを目的としています。 (主な事業内容) ・展示会「京都竹工展」の開催 ・研究会（年1回程度），勉強会 ・見学会，講演会（年1回程度）
鍍秀会	鍍秀会は京都府のめっき関連企業で構成する“京都府鍍金工業組合”の青年部として、勉強会や技術交流会を通して、会員相互の技術力の向上を図っています。 (主な事業内容) ・例会（セミナー，勉強会） ・展示会及びPR活動 ・見学会（年1回程度） ・ホームページの開設及び会誌の発行

研究会名	概 要
京都セラミックフォーラム	京都セラミックフォーラムは、地元関連業界の振興を期し、セラミックスに関連する技術の研究やセミナーの開催などを通じて、会員の事業の発展を図っています。 (主な事業内容) ・講演会 ・見学会 ・情報交換会 ・新年会, 納涼会
京都先端技術研究会	京都先端技術研究会は、京都市における先端技術の振興発展を期するため、会員相互及び京都市産業技術研究所の協力による技術の交流・研究によって会員の事業発展を図ることを目的としています。 (主な事業内容) ・定例技術会議 ・講演講習会 ・特別研究 ・共同研究, 開発
京染・精練染色研究会	きもの、洋装、ネクタイ等を製造する、糸染め、手描友禅、型染め、機械捺染、仕上加工等の染色加工業者で構成され、時宜を得た技術情報の提供と討議、研究会誌「京染と精練染色」の発行による知識向上、他産地業界との技術交流等を図っています。 (主な事業内容) ・研究例会の開催（年5～6回） ・機関誌「京染と精練染色」の発行（年4回） ・見学会（年2回）

設立団体	京都市	北海道	青森県	岩手県	
設立日	平成26年4月1日予定	平成22年4月1日	平成21年4月1日	平成18年4月1日	
団体名	京都市産業技術研究所	北海道立総合研究機構	青森県産業技術センター	岩手県工業技術センター	
中期目標の期間	① 4年間	① 5年間	① 5年間	① 5年間	② 5年間
	平成26年4月1日～平成29年3月31日	平成22年4月1日～平成27年3月31日	平成21年4月1日～平成26年3月31日	平成18年4月1日～平成23年3月31日	平成23年4月1日～平成28年3月31日
住民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	1 企業活動の技術支援 (1)技術相談 (2)試験・分析 (3)人材育成 (4)研究開発 ア 戦略的な研究開発の推進 イ 共同研究等 ウ 研究成果の普及と技術移転 (5)研究会活動	1 研究の戦略的な展開及び成果の普及 (1)研究ニーズへの対応 (2)研究の重点化及び推進方向 ア 基盤的な研究、先導的な研究等の実施 イ 研究の重点化及び戦略的な展開 ウ 外部資金を活用した研究の推進 エ 研究の推進方向 (3)研究評価の有効活用 (4)研究成果の利活用の促進	1 本県産業の未来を支える試験・研究開発の推進 (1)新生産技術の開発及び新製品等の創出に向けた試験・研究開発 (2)農工一体となった試験・研究開発 (3)独創的・先駆的基盤研究 (4)地球環境の保全に配慮した持続可能な産業活動を念頭に置いた試験・研究開発 (5)地球温暖化に対応した生産技術等の開発 (6)優良種苗・種畜の開発及び適正管理	1 企業活動の支援 (1)技術相談 (2)依頼試験 (3)人材の育成 (4)評価・検証の徹底 (5)連携の推進	1 企業活動への技術支援 (1)技術相談 (2)依頼試験、設備機器貸出
	2 新産業創出支援 (1)知恵産業の推進 (2)伝統産業分野への支援 (3)新成長分野への支援	2 総合的な技術支援及び社会への貢献 (1)技術相談及び技術指導の実施 (2)依頼試験等の実施及び設備等の提供 (3)知的財産の有効活用 (4)担い手の育成及び社会への貢献 (5)災害時等の緊急対応	2 新しい産業活動及び優れた製品等の開発・事業化への支援 (1)共同研究 (2)受託研究 (3)依頼試験・分析・調査 (4)技術相談・指導 (5)設備・機器の利用 (6)関係団体・産業界との情報交換	2 戦略的な研究開発 (1)共同研究・受託研究 (2)主要研究 (3)基盤的先導的研究 (4)研究成果の市場化促進 (5)研究管理業務 (6)研究評価の徹底	2 戦略的な研究開発 (1)県等公共団体からの受託研究 (2)競争的外部資金を活用した研究 (3)企業等との共同研究及び受託研究 (4)自主財源研究 (5)研究成果の市場化促進
	3 連携の推進 (1)地域連携の推進 (2)広域連携の推進	3 連携の推進 (1)外部機関との連携 (2)行政機関との連携 (3)人材の交流及び育成	3 試験・研究開発の成果の移転・普及 (1)成果の移転・普及の促進 (2)調査データ等の提供 (3)研修会等の実施及び職員の派遣 (4)取組状況等の情報発信 (5)知的財産の創造・保護・活用	3 情報の公開	3 人材の育成及び研究成果の技術移転・普及 (1)人材の育成及び技術移転・普及 (2)知的財産の取得、流通
	4 設備・機器の整備及び利用	4 広報機能の強化			4 情報の発信と公開 (1)情報の発信 (2)情報の公開
	5 情報発信・情報収集の強化				
業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 組織運営の改善 (1)組織・体制の強化 (2)職員の確保・育成 (3)技術の継承	1 組織運営及び組織体制の改善 (1)組織運営の改善 (2)組織体制の改善	1 業務運営	1 組織運営の改善	1 組織運営の改善
	2 業務の評価・検証	2 業務の適切な見直し (1)事務処理の改善 (2)道民意見の把握及び業務運営の改善	2 組織運営 (1)企画経営機能の発揮 (2)各試験研究部門による一体性の確保	2 事務等の効率化・合理化	2 事務等の効率化・合理化
		3 人事の改善 (1)柔軟な人事制度の導入 (2)人材の確保及び育成 (3)人事評価制度の導入	3 職員の能力向上 (1)職員の能力開発 (2)適正な人事評価	3 職員の意欲向上と能力開発	3 職員の意欲向上と能力開発
			4 試験・研究開発の成果の実用化促進のための体制の構築	4 環境・安全衛生マネジメント	4 環境・安全衛生マネジメント
					5 社会貢献活動の実施
財務内容の改善に関する事項	1 経費の効率的・効率的な執行	1 財務の基本的事項	1 運営経費の執行の効率化	1 外部研究資金その他の自己収入の確保	1 外部研究資金その他の自己収入の確保
	2 収入の確保	2 外部資金その他の自己収入の確保	2 外部からの研究資金の導入	2 経費の抑制	2 経費の抑制
	3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用	3 経費の効率的な執行	3 剰余金の有効な活用		3 事業の効率化
		4 資産の管理			
その他業務運営に関する重要事項	1 法令遵守の徹底	1 施設及び設備の整備及び活用	1 緊急事態への迅速な対応	施設設備の整備・活用	施設設備の整備・活用
	2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	2 法令の遵守	2 県が行う現地調査への協力		
	3 環境・安全衛生マネジメントの徹底	3 安全管理	3 情報管理・公開		
	4 施設及び設備・機器の維持管理	4 情報セキュリティ管理	4 労働安全衛生管理		
		5 情報の共有化の推進			
		6 情報公開			
		7 環境に配慮した業務運営			

設立団体	京都市	東京都		大阪市	
設立日	平成26年4月1日予定	平成18年4月1日		平成20年4月1日	
団体名	京都市産業技術研究所	東京都立産業技術研究センター		大阪市立工業研究所	
中期目標の期間	① 4年間	① 5年間	② 5年間	① 5年間	② 4年間
	平成26年4月1日～平成29年3月31日	平成18年4月1日～平成23年3月31日	平成23年4月1日～平成28年3月31日	平成20年4月1日～平成25年3月31日	平成25年4月1日～平成28年3月31日
住民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	1 企業活動の技術支援 (1)技術相談 (2)試験・分析 (3)人材育成 (4)研究開発 ア 戦略的な研究開発の推進 イ 共同研究等 ウ 研究成果の普及と技術移転 (5)研究会活動	1 新製品・新技術開発や新規事業分野への展開のための事業化支援の推進 (1)製品化支援 (2)産学公連携等の推進 (3)助成、融資及び表彰等に関する評価支援 (4)知的財産権の取得及び活用の促進	1 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える技術支援 (1)技術的課題の解決のための支援 ア 技術相談 イ 依頼試験 (2)製品開発、品質評価のための支援 ア 機器利用サービスの提供 イ 高付加価値製品の開発支援 ウ 製品の品質評価支援 (3)新事業展開、新分野開拓のための支援 ア 技術経営への支援 イ 国際規格対応への支援 ウ 技術審査への貢献	1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進 (1)産業界の技術開発動向や企業ニーズの的確な把握 (2)独創的で先進的な研究開発の推進 (3)プロジェクト研究の推進 (4)大学・研究機関、企業等との連携強化及び企業間連携の促進	1 大阪産業の持続的発展のための研究開発の推進 (1)基盤研究の推進 (2)研究成果の普及推進 (3)産学官連携によるプロジェクト研究の推進 (4)外部資金導入研究の推進
	2 新産業創出支援 (1)知恵産業の推進 (2)伝統産業分野への支援 (3)新成長分野への支援	2 試験・研究設備と専門的知識等を活用した技術協力の推進 (1)依頼試験 (2)技術相談 (3)業界団体等への技術協力	2 中小企業の製品・技術開発、新事業展開を支える連携の推進 (1)産学公連携による支援 (2)行政及び他との支援機関との連携による支援	2 独自開発の研究成果等の活用による技術支援サービスの強化 (1)技術相談サービスの充実 (2)依頼試験分析等の利便性の向上 (3)受託研究の高度化 (4)企業における技術者養成の充実	2 研究成果等の活用による技術支援サービスの強化 (1)技術相談サービスの充実 (2)依頼試験分析、機器・装置使用等のサービスの向上 (3)受託研究の高度化 (4)企業における技術者養成の充実 (5)知的財産の積極的な活用
	3 連携の推進 (1)地域連携の推進 (2)広域連携の推進	3 東京の産業の発展と成長を支える研究開発の計画的な実施 (1)基盤研究 (2)共同研究 (3)外部資金導入研究・調査 (4)研究評価制度	3 東京の産業発展と成長を支える研究開発の推進 (1)基盤研究 (2)共同研究 (3)外部資金導入研究・調査 (4)都市課題解決に資する研究開発	3 研究成果等の普及推進及び知的財産の活用 (1)研究成果等の広報 (2)特許の出願及び開発技術の積極的な活用	3 企業支援のための情報収集・分析及び積極的な情報発信 (1)企業ニーズや技術開発動向等の情報収集・分析 (2)積極的な情報発信
	4 設備・機器の整備及び利用	4 研究成果の普及と技術移転の推進 (1)技術セミナー、講習会及び研究発表会等の開催 (2)職員の派遣 (3)各種広報媒体を活用した情報提供 (4)展示会等への参加	4 東京の産業を支える産業人材の育成 (1)技術者の育成 (2)関係機関との連携による人材育成		4 大学・研究機関、企業等との連携の促進 (1)産学官連携の促進 (2)その他支援機関との連携の促進
	5 情報発信・情報収集の強化	5 情報セキュリティ(安全)管理と情報公開	5 情報発信・情報提供の推進 (1)情報発信 (2)情報提供		5 産技研との統合に向けた取組の推進 (1)経営戦略の一体化に向けた取組 (2)業務プロセスの共通化に向けた取組 (3)研究開発における連携の推進 (4)技術支援サービスや情報発信等における連携の推進
業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 組織運営の改善 (1)組織・体制の強化 (2)職員の確保・育成 (3)技術の継承	1 組織体制及び運営 (1)機動性の高い組織体制の構築 (2)職員の能力開発 (3)職員の能力向上につながる業績評価及び任用・給与制度の導入 (4)企画調整機能の強化 (5)業務改善に係る利用企業調査結果の反映	1 組織体制及び運営 (1)機動性の高い組織体制の確保 (2)適正な組織運営 (3)職員の確保・育成 (4)情報システム化の推進	1 経営企画や業務調整の機能強化	1 自主的、自発的なマネジメントの実行
	2 業務の評価・検証	2 業務運営の効率化と経費節減 (1)業務の適切な見直し (2)情報化の推進 (3)業務運営全体での効率化	2 業務運営の効率化と経費節減 (1)業務改革の推進 (2)財政運営の効率化	2 柔軟な研究体制及び多様な雇用形態の導入	2 職員の能力向上に向けた取組 (1)職員の意欲の喚起 (2)職員の人材育成
				3 組織及び職員の能力向上に向けた取り組み (1)適正な評価制度の確立及び研究員の意欲の喚起 (2)外部機関への研修派遣等による人材育成	3 業務の効率化
				4 管理業務の効率化及び情報化の推進 (1)民間への業務委託等による管理業務の効率化 (2)情報システムの導入による事務処理の迅速化	
財務内容の改善に関する事項	1 経費の効率的・効率的な執行	1 資産の適正な管理運用	1 資産の適正な管理運用	1 業務等に基づく収入の向上	1 事業収入の確保
	2 収入の確保	2 剰余金の適切な活用	2 剰余金の適切な活用	2 経費の節減	2 経費の節減
	3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用			3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用	
その他業務運営に関する重要事項	1 法令遵守の徹底	1 施設及び設備の整備と活用	1 危機管理対策の推進	1 施設及び設備の活用及び整備	1 施設の活用及び整備
	2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	2 安全管理	2 社会的責任 (1)情報公開 (2)環境への配慮 (3)法人倫理	2 安全衛生管理対策	2 安全衛生管理対策
	3 環境・安全衛生マネジメントの徹底	3 社会的責任 (1)環境への配慮 (2)法人倫理		3 環境に配慮した取り組みの推進	3 環境に配慮した取組の推進
	4 施設及び設備・機器の維持管理			4 情報公開の推進及び個人情報の保護	4 情報公開の推進
				5 法令等の遵守	5 法令遵守に向けた取組

設立団体	京都市	大阪府	鳥取県		山口県
設立日	平成26年4月1日予定	平成24年4月1日	平成19年4月1日		平成21年4月1日
団体名	京都市産業技術研究所	大阪府立産業技術総合研究所	鳥取県産業技術センター		山口県産業技術センター
中期目標の期間	① 4年間	① 4年間	① 4年間	② 4年間	① 5年間
	平成26年4月1日～平成29年3月31日	平成24年4月1日～平成28年3月31日	平成19年4月1日～平成23年3月31日	平成23年4月1日～平成27年3月31日	平成21年4月1日～平成26年3月31日
住民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	1 企業活動の技術支援 (1) 技術相談 (2) 試験・分析 (3) 人材育成 (4) 研究開発 ア 戦略的な研究開発の推進 イ 共同研究等 ウ 研究成果の普及と技術移転 (5) 研究会活動	1 「提案型」の企業支援と「つなぐ」取組の推進 (1) 「提案型」の企業支援による支援の強化 ① 提案型の企業支援に向けたサービス体制の強化 ② 「出かける」活動の推進 ③ ニーズの把握と顧客満足度の検証 ④ 積極的な情報発信 (2) 「つなぐ」取組の推進	1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化 (1) 技術支援(相談・現地指導、依頼試験、機器利用) (2) 研究開発 (3) 起業化を目指す事業者等への支援	1 技術支援等の機能の強化 (1) 技術支援(技術相談・現地支援) (2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放) (3) 研究開発 (4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援 (5) 積極的な広報活動	1 県内の企業が直面する課題への技術支援の強化に関する目標 (1) 技術相談の充実 (2) 迅速な課題解決に向けた支援 ア 開放機器、依頼試験及び受託研究 イ 情報発信 (3) 技術者養成の効果的な実施 (4) 企業間連携への積極的な技術協力 (5) 支援業務の評価とその適切な反映
	2 新産業創出支援 (1) 知恵産業の推進 (2) 伝統産業分野への支援 (3) 新成長分野への支援	2 技術支援機能の強化 (1) 新たなサービスの実施 (2) 既存サービスの充実 ① 技術相談 ② 依頼試験 ③ 設備機器の開放 ④ 受託研究 ⑤ 顧客の利便性の向上 (3) 企業の新技術・製品開発のニーズに応える設備機器の整備 (4) 基盤技術や成長分野の技術者育成等 (5) インキュベーション施設を活用した起業家・中小企業等への成長支援 (6) 技術支援のフォローアップ	2 実践的産業人材の戦略的育成	2 ものづくり人材の育成	2 県内の企業の持続的な発展に寄与する研究開発の推進に関する目標 (1) 重点的な研究開発と機動的な対応 (2) 外部資金の積極的な活用 (3) 研究開発の成果の適切な活用 (4) 研究開発業務の評価とその適切な反映
	3 連携の推進 (1) 地域連携の推進 (2) 広域連携の推進	3 研究開発の推進 (1) 戦略的テーマに関する研究開発 ① 研究開発の重点化 ② 企業への共同研究等の提案 ③ 研究開発成果の評価と共有・活用 (2) 研究開発成果の提案と技術移転 ① 研究開発成果の技術移転・情報発信の促進 ② 大学の研究開発成果の橋渡し ③ 知的財産を活かした企業支援	3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発	3 産学官連携の推進	3 県内の企業の新たな事業展開に向けた産学官連携の取組に関する目標 (1) 新規事業展開等の支援 (2) 地場企業への波及を見据えた大学、高等専門学校や大企業、支援機関等との連携の強化
	4 設備・機器の整備及び利用	4 連携の促進 (1) 行政機関、金融機関等との連携による多様な支援 (2) 産学官連携の推進 (3) 広域連携の着実な推進 (4) 地域との連携と社会貢献	4 知的財産権の戦略的な取得と活用		
	5 情報発信・情報収集の強化		5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化		
業務運営の改善及び効率化に関する事項	1 組織運営の改善 (1) 組織・体制の強化 (2) 職員の確保・育成 (3) 技術の継承	1 自主的・自律的な組織運営 (1) 組織マネジメントの実行とPDCAサイクルの確立 (2) 予算執行や人事制度の効果的な運用 (3) 積極的な営業展開等を実現する組織体制	1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成	1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 運営体制の改善に関する目標 (1) 理事長を中心とする簡素で機動的な運営体制の構築 (2) 戦略的な経営資源の配分 (3) 適正で透明性の高い業務運営の確保
	2 業務の評価・検証	2 職場・職員の士気を高め、職員の能力を向上させる取組 (1) 人事評価の人事・給与への反映 (2) 職員へのインセンティブ (3) 職員の人材育成	2 新事業創出に向けた「産学官連携」の強化	2 職員の能力開発	2 人材育成、人事管理に関する目標 (1) 研修を通じた戦略的な人材育成 (2) 職員の意欲、能力の伸長を図る評価制度の構築と運用
		3 業務の効率化	3 独自の業績評価システムの確立	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 業務運営の合理化、効率化に関する目標
財務内容の改善に関する事項	1 経費の効率的・効率的な執行	1 事業収入の確保	1 外部資金その他収入の確保	センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。	1 外部資金、その他の自己収入の確保に関する目標
	2 収入の確保	2 外部資金の獲得	2 経費の抑制		2 財政運営の効率化に関する目標
	3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用	3 予算の効率的な執行等			
その他業務運営に関する重要事項	1 法令遵守の徹底	1 施設の有効活用等 (1) 施設の計画的な整備・活用等 (2) 設備機器の整備 (3) 安全衛生管理等の徹底 (4) 環境への配慮	1 コンプライアンス体制の確立と徹底 (1) 法令順守 (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 (3) 労働安全衛生管理の徹底 (4) 職員への社会貢献意識の徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底 (1) 法令遵守及び社会貢献 (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 (3) 労働安全衛生管理の徹底	1 施設設備の管理等に関する目標
	2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	2 法令遵守に向けた取組 (1) コンプライアンスの徹底 (2) 情報公開 (3) 個人情報保護と情報セキュリティ (4) リスク管理	2 環境負荷の低減と環境保全の推進 (1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 (2) 環境マネジメントの着実な実施	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 安全衛生管理に関する目標
	3 環境・安全衛生マネジメントの徹底		3 情報の共有化の徹底		3 環境への負荷の低減に関する目標
	4 施設及び設備・機器の維持管理				

基本的な考え方

- 市の産業振興政策の一翼を担い、経営の透明性の向上等を図りながら、中長期的視点に立った事業を実施する。
- 地方独立行政法人の特長を最大限生かした自主・自律的な組織運営の下、多様化する中小企業等のニーズにこれまで以上に的確に対応していく。
- 技術指導や研究開発を柔軟かつ機動的に展開するとともに、ニーズの発掘から商品化、市場化まで一貫した支援を拡充させ、地域経済の発展を牽引し、市民生活の向上に寄与していく。

第1 中期目標の期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「技術の産業化」を政策的使命とする先進的な京都産業創生の拠点として、ものづくり文化の優れた伝統を継承、発展させ、感性豊かで先進的な産業技術を創造することにより、地域産業の成長を牽引する。

1 企業活動の技術支援

- （１）技術相談 中小企業等がいつでも気軽に相談できるよう、サービスの充実を図るとともに、生産現場での技術相談の実施等、技術課題の解決に向けた支援を強化する。
- （２）試験・分析 中小企業等からの試験・分析等に正確かつ迅速に対応する。また、結果等を踏まえた対策を具体的に提案・指導する。
- （３）人材育成 中小企業等の技術者に対し、先進的、専門的な技術・知識に関する研修を行い、後継者育成、業界の発展を図る。
- （４）研究開発 基礎研究から市場化を見据えた研究までを体系的に行う。中でも、先進的な技術や成長分野の研究、市場への出口支援を見据えた研究等に、重点的に取り組む。また、技術シーズや研究成果を積極的に提供し、共同研究や受託研究、技術移転を推進する。
- （５）研究会活動 各種技術分野の研究会を通じて、業界ニーズの収集、研究成果の技術移転、新技術の情報提供等を実施する。また、研究会の横断的活動を支援し、技術の融合を図ることで新商品の開発や新事業の創出を促進させる。

2 新産業創出支援

- （１）知恵産業の推進 関係機関との効果的・効率的な連携を図り、新たな京都ブランドの創出を加速する。また、開発技術・新製品のマーケティング調査等の情報提供を通じて、企業マッチングや新製品等の販路開拓を促進する。
- （２）伝統産業分野への支援 伝統産業分野の新たな展開に向けて、技術課題の解決、新製品開発に関する技術相談、海外を含めた販路拡大や新事業分野への進出を視野に入れた支援に取り組む。
- （３）新成長分野への支援 新成長分野であるバイオ・ライフサイエンス、グリーンイノベーション、1200年の歴史に培われた京都の伝統文化を基軸とした研究開発を行っていく。また、ナノ加工技術等を活用し、中小企業等の新製品創出、新たな事業展開への支援を行っていく。

3 連携の推進

- （１）地域連携の推進 中小企業等に対する支援をより効果的に行えるよう、大学や産業支援機関等との連携を図る。中でも、ものづくり技術の継承・発展及び人材の能力向上を図るため、京都工芸繊維大学や京都市立芸術大学をはじめとした市内の大学との連携を強化する。
- （２）広域連携の推進 京都以外の大学や試験研究機関、業界団体、学術団体等とも積極的な連携を進める。特に、大学については、国内はもとより、海外の大学とも積極的な連携を図る。

4 設備・機器の整備及び利用

- 中長期的視点に立って、ニーズが高いものや研究開発に不可欠なものを整備・更新し、利用度を高める。
- 機器の一層の整備充実に向けて、競争的資金等の外部資金の活用を図る。

5 情報発信・情報収集の強化

- 中小企業等に対し、ホームページや研究成果発表会等、多様な手段を用いて、情報の発信を積極的に行うとともに、ニーズの把握にも努める。
- 市民に対し、分かりやすい広報活動や交流を積極的に展開する。特に、次世代を担う子供たちに京都で培われた産業技術に対する関心を持たせるための取組を積極的に進める。

■地方独立行政法人京都市産業技術研究所 中期目標（案）の概要（2／2）

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人の特長を最大限活かした制度設計を行い、自主・自律的な業務運営のもと、組織運営の改善や業務改善を図っていく。

1 組織運営の改善

- （１）組織・体制の強化拡大 企画情報部門は、経営企画面や業務調整面の機能強化を行う。また、研究部門や知恵産業推進部門は、機動的かつ柔軟な組織編成を行う。
- （２）職員の確保・育成 多様な人材確保の方法を取り入れ、優秀な人材を計画的に確保する。また、職員の意識改革を図り、研究能力はもとより、マネジメント力や技術プロデュース力を持った人材を育成する。さらに、研究開発等の拡充に向けて、機動的かつ多様な人材の確保を図る。
- （３）技術の継承 計画的な職員採用と併せ、チーム制を核とした体制の中で、技術の継承を行う。加えて、OB職員等が持つ蓄積された技術の有効活用を図る。

2 業務の評価・検証

- 地域特性を踏まえた京都ならではの評価軸を設定し、定期的の実績を把握して達成状況を検証し、業務改善につなげる。

第4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を効果的・効率的に活用するとともに、自主的・自律的な運営に向けて運営費交付金以外の収入の確保を図り、財務内容の改善に取り組む。

1 経費の効果的・効率的な執行

- 予算の弾力的かつ効果的な執行を行う。また、職員のコスト意識を醸成するとともに、組織運営、予算執行の効率化等により、経費の節減を図る。

2 収入の確保

- 法人業務の一層の充実に向けて、自己収入を増加させるなど、運営費交付金以外の収入の確保を図る。

3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用

- 経営努力によって生じた剰余金について、研究開発やサービスの向上等、有効に活用する仕組みを構築する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令遵守の徹底

- 法令遵守の徹底に係る仕組み・体制を整備し、地方独立行政法人としての中立性と公平性を確保する。

2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

- 職員の守秘義務と組織としての秘密保持を徹底し、個人情報、企業情報等、職務上知り得た秘密について、適切な管理を行い、漏えい防止策を講ずる。また、市民に開かれた研究機関として、積極的な情報の公開、提供を行い、説明責任を果たす。

3 環境・安全衛生マネジメントの徹底

- 事故発生の防止に向けて、安全対策の徹底を図る。

4 施設及び設備・機器の維持管理

- 施設・設備・機器の適切な維持・保守管理を行うことにより、経費の節減に努める。